

事故報告書の提出について

はじめに

令和4年10月1日より、事故報告書を新様式に変更しました。
事業所内での周知と、早めの様式変更にご協力ください。

1 根拠

【指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）】

第27条（抜粋）

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

※ 指定居宅サービス事業所については、指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

第37条、第54条、第74条、第83条、第91条、第104条の3、第119条、第140条、第155条、第192条、第205条、第216条

※ 指定地域密着型サービス事業所については、指定地域密着型サービスの事業のなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

第3条の38、第18条、第35条、第61条、第88条、第108条、第129条、第155条、第182条

2 目的

事故の再発防止

3 提出方法

郵送又は持参（FAX、Eメールは不可）

※ なお、緊急を要するものは、事故報告書を提出する前に電話により仮報告を行ってください。また、事業所では写しを保管してください。

4 提出における留意点

（1）報告の種別について

第一報	当該事故についての最初の報告。電話での連絡は第一報とはならない。
第〇報	事故の終結が長期化する時、途中で利用者に大きな変化があった時、家族とのトラブルが発生した時などに提出する。
最終報	その事故が終結した時の報告。ケガの完治、受診の終了、トラブルや損害賠償関係が全て解決した時に提出する。

※ 第一報を提出する時点ですでに事故が終結している場合は第一報兼最終報としてどちらにもチェックを入れてください。

(2) 様式第2号(事故当事者一覧)の取扱いについて

同一原因で複数の利用者が損害・被害にあった場合に提出してください。(例：感染症や送迎中の事故など)

※ 提出にあたっては、代表者1名を様式第1号に記入し、その他の利用者は様式第2号に必要な事項を記入してください。

(3) 情報開示について

事故報告書は情報開示の対象となっています。日時の誤り(事故が発生した日時ではなく、病院に受診した日時になっている場合が多い)や記入漏れ、内容に不足があるなどすると利用者の不信感に繋がることがあります。

(4) 事故の発生原因に複数の事業所が関わっている場合

サービス提供状況を把握しているケアマネージャーが、複数の事業所の状況を集約し、事故報告書の提出をする場合もあります。居宅介護支援事業所でも事故報告書の様式・要領を確認してください。

5 事故報告書を提出する基本事例

ア 送迎中、外出時の事故

交通事故、車内や乗降時の転倒、屋外サービス時の熱中症、行方不明など。

イ 施設内での事故

見守り不足による転倒、介助中の事故、誤嚥、離脱、盗難、自殺など。

※ 私物の破損又は紛失は、苦情の申し立てを受けた場合又はその可能性がある場合に報告が必要です。

ウ 感染症・食中毒

インフルエンザ、ノロウイルス、レジオネラ症、疥癬、感染性胃腸炎、新型コロナウイルス、その他重篤化が予想される感染性疾患など。

※ 感染症は1名でも発症したら提出が必要です(従業者は含めない)。保健所への報告要件と異なりますので、必要に応じて保健所にも確認してください。

エ その他

- ・ 被保険者証などの紛失、個人情報の流失(書類の紛失や置忘れ、誤送付など)。
- ・ 利用者宅訪問時における転倒事故、盗難などの発生。
- ・ 事業所都合により無断でサービス不履行となった場合など。

6 事故報告書記入の際の留意事項

- ・ 家族への連絡については、誰に、いつ連絡したのか分かるように記載してください。
- ・ 再発防止策は施設としての対応策について具体的に記載してください。第1報の時点で再発防止策を検討中の場合は、必ず第○報又は最終報で検討結果を記載してください(最終報で検

討結果の記載がない場合は、再提出を依頼することがあります)。

- ・ 事故の原因の特定が困難な場合は、推測される原因を記載してください。第1報の時点で原因を調査中の場合は、必ず第〇報又は最終報で調査結果を記載してください(最終報で事故原因の記載がない場合は、再提出を依頼することがあります)。
- ・ 損害賠償については、「あり」「なし」「その他」のいずれかを選択し、「あり」又は「その他」を選択した場合は、詳細を記入してください。
- ・ 誤字、脱字など修正を加える場合は、修正テープは使用せず二重線で行ってください。(訂正印不要)
- ・ 第一報を提出する時点で、既に事故が終結している場合は、第一報兼最終報として、二か所にチェックを入れてください。

《注意が必要な提出要件》(参照：足立区介護保険事業における事故発生時の取扱い要領)

(1) 提出が必要な事故(一部抜粋)

ア 骨折などで保存治療となった場合。

イ 被害程度にかかわらず、自殺又は自殺未遂の場合。

ウ 事業所都合によるサービスの無断不履行※があった場合(例：通所介護の送迎忘れや、訪問介護の訪問忘れなどの場合。当日中に遅れて計画通りのサービス内容を提供した場合は提出を要しない)。

※ 不履行とは、利用者への連絡なしにサービスの提供を怠ることを言う。

エ 発生した事故とサービス提供事業所との因果関係が不明確な場合(例：自宅訪問時に既に事故が発生しており、その後の対応を事業所の職員が行った場合や、新型コロナウイルスなどの感染症の場合)。

オ 提出要件外の事故だが、家族などから苦情の申し立てがあった場合。

カ 利用者が乗車中の交通事故(利用者への被害の有無にかかわらず、乗車していた利用者全員の報告を要する)。

キ 被害の程度にかかわらず、利用者が単独で事業所の敷地外に出た(離設)場合。

ク 提出要件に該当しない事例でも、区が必要と判断した場合。

(2) 提出が不要な場合(一部抜粋)

ア 医療機関に受診したが、検査のみ又は処置が湿布やガーゼのみの場合、若しくは薬の処方のみの場合。

イ 事故の原因が病気や老衰の場合。

ウ 利用者が事故で身体被害を受けたが、事業所内で処置が完了した場合。

エ 利用者が事故に関与していない場合(例：利用者が乗車していない時に起きた交通事故など)。

※ 事故以外でトラブルになった場合、苦情対応報告書など(任意様式)を受け付けることができますが、事故報告書としての受理はしませんのでご了承ください。

※ サービス付き高齢者向け住宅での事故は、訪問介護など介護サービスの提供時間内に起こったもの以外は受理しませんのでご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の場合においても通常の感染症と同様に事故報告書の提出が必要となります。（従業者に関するものやPCR検査の結果が陰性の場合は不要。）

陽性の場合は係への電話報告とは別に事故報告書の提出が必要となりますので、ご了承ください。

7 データの閲覧方法

足立区公式ホームページ（URL：<http://www.city.adachi.tokyo.jp>）

＞メニュー＞区政情報＞申請書ダウンロード＞税・保険＞介護保険＞事業者指導係

【掲載データ】

- ・ 事故発生時の報告取り扱い要領
- ・ 事故報告書様式第1号・第2号
- ・ 事故報告書提出の際の注意点

8 その他

- ※ 介護保険課では、必要に応じて事故の事実確認調査を行なっていますので、ご協力をお願いします。
- ※ 事実確認調査の結果、事故報告書の内容（日時や時系列など）に大きな誤りがあった場合、再提出を依頼する場合があります。
- ※ ご質問は、介護保険課事業者指導係までお問い合わせください。